

平成23年7月現在

普通会計決算  
財政主要指標  
年度別一覽表

H23年7月

小海町

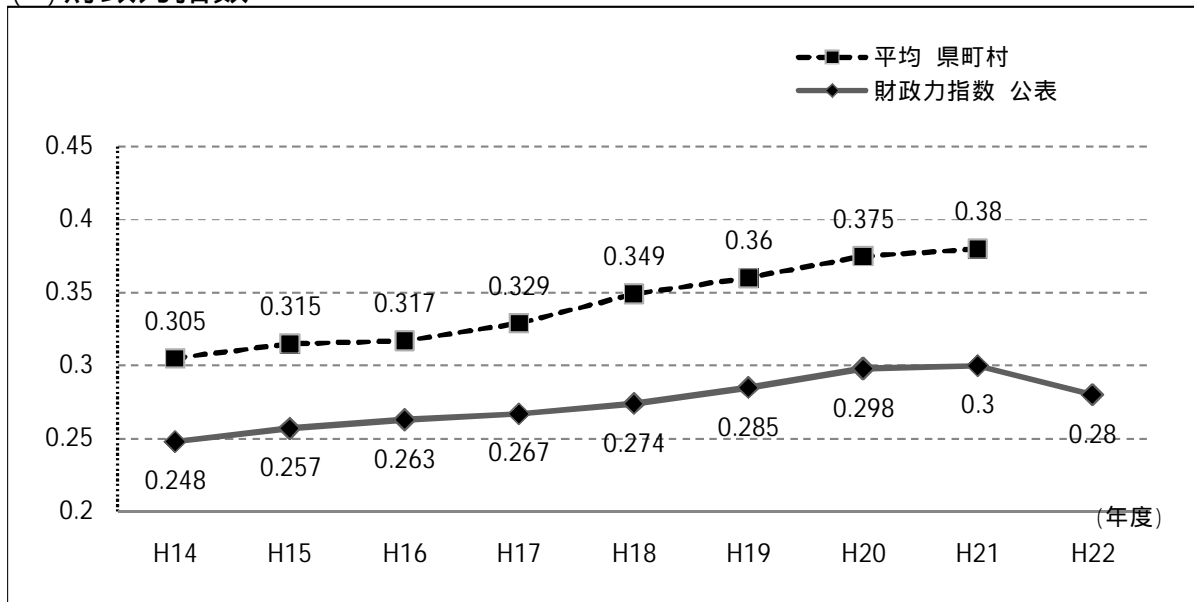
# 会計区分一覧表

H22年度状況

会計区分		決算統計上		会計名	健全化判断比率など							
地方公共団体	一般会計	普通会計			一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
	特別会計	公営企業会計	法非適	法適								
地方公共団体	一般会計		普通会計		一般会計	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率		
		特別会計			公営事業会計						国民健康保険事業特別会計	
											介護保険事業特別会計	
	後期高齢者医療特別会計											
	公営企業会計		法非適	農業集落排水特別会計								
			法適	水道事業会計								
			広域連合一部事務組合		佐久広域連合							
	南佐久環境衛生組合		小海町北相木村南相木村中学校組合									
	長野県市町村総合事務組合		長野県市町村自治振興組合									
	長野県後期高齢者医療広域連合		東信地区交通災害共済組合									
公社・第三セクター		社団法人小海町開発公社										
その他	社会福祉法人小海町社会福祉協議会											
	各財産区会計											

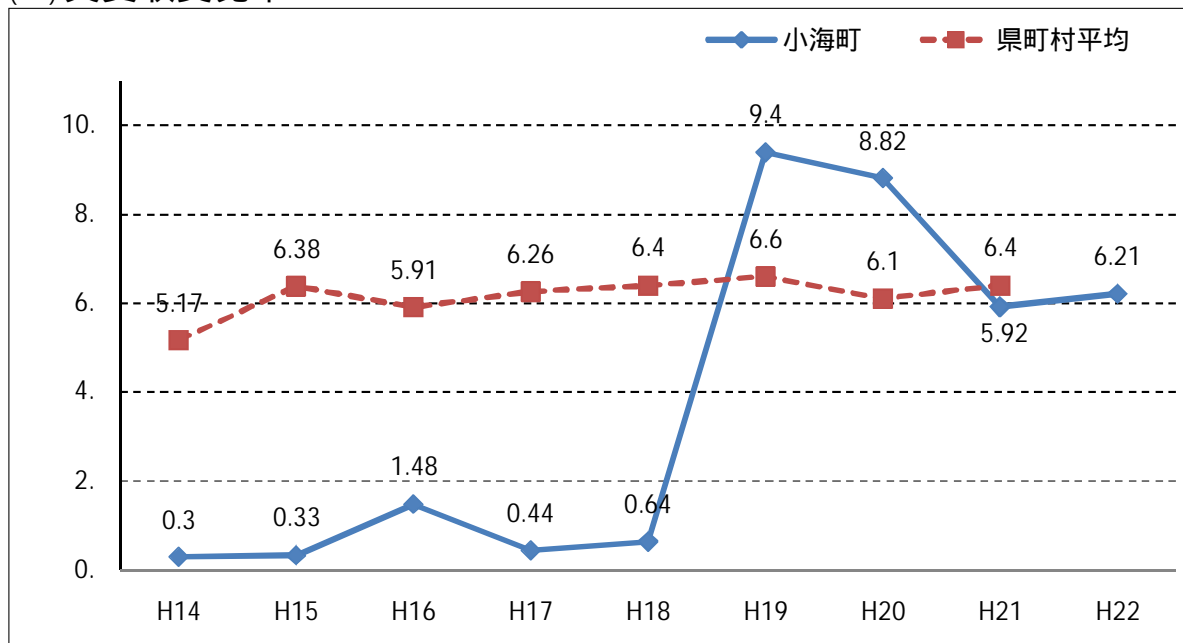
- 普通会計とは、一般会計と特別会計(公営事業会計を除く)を一つの会計に合算したものです。  
ただし、合算に際し会計間の繰入・繰出の重複を相殺等の調整をしているため、単純合算とは一致しません。
  - 平成21年度から、バス会計と温泉会計は一般会計に組み入れたので普通会計は一般会計のみとなります。
  - 老人保健特別会計はH21年度で廃止となった。
- 決算統計時全国の市町村を比較するためこの会計区分にしている
- 公営企業会計-地方財政法第6条+同施行令第37条による
- 法適、法非適-地方公営企業法第2条による

## (1) 財政力指数



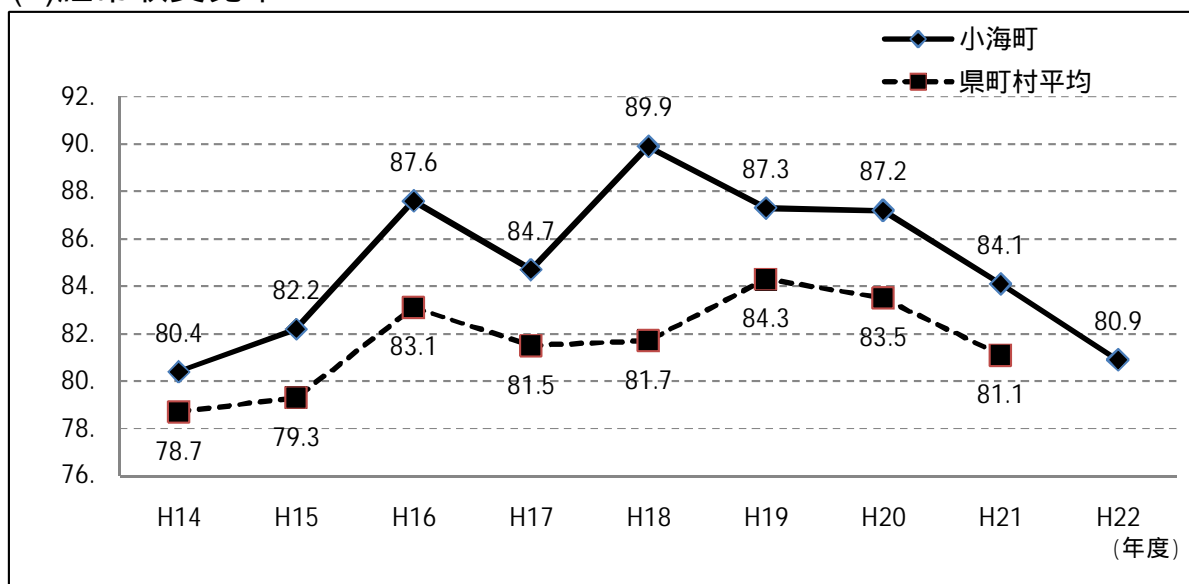
財政力指数 = (基準財政収入額 / 基準財政需要額) の過去3年間の平均。  
 ・財政力を示す指数で、この指数が高いほど財源に余裕があると判断される。  
 ・この指数が1を超えると普通交付税の不交付団体となります。  
 考察- 当町を含め全県的に数値上昇傾向にある。  
 H21年度南佐久郡内(南相木村除く)の平均では0.26である。

## (2) 実質収支比率



実質収支比率(%) = 実質収支 / 標準財政規模(臨財債含) \* 100  
 ・赤字の場合はこの比率が負数になる、ほとんどの団体は黒字となっている。  
 ・この率の望ましい数値は一概に言えないが、経験的には3~5%程度が望ましいと言われている  
 考察-H18年度までは最終補正予算(専決)にて予算残額見込額をある程度基金積立をしてきた  
 実質収支が少額となった、H19年度からは剰余金処分により基金積立をしてきている。

### (3) 経常収支比率



経常収支比率(%) =

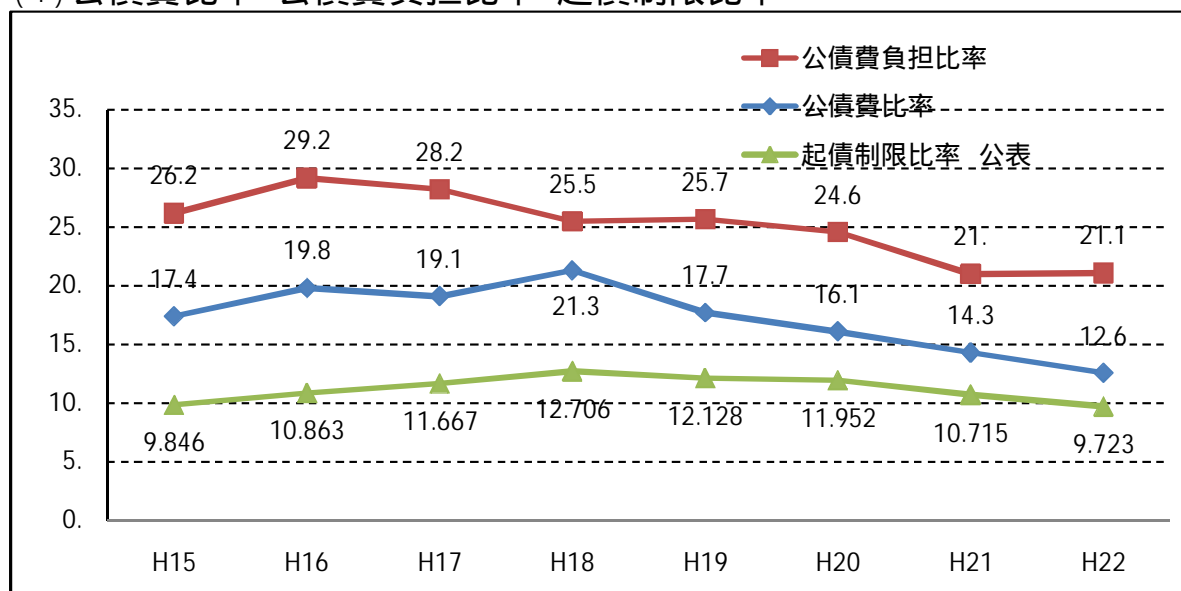
$(\text{経常経費充当一般財源}) / (\text{経常一般財源} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政対策債}) * 100$

・財政構造の弾力性を判断する指標で、人件費、扶助費、公債費など(経常的経費)に充当された一般財源が、地方税、普通交付税など(経常一般財源)、減税補てん債及び臨時財政対策債の合計額に占める割合です。

・この率が高いほど財政構造の硬直化が進んでおり、経験的に町村では70%程度が妥当とされ、80%を超えると弾力性を失いつつあると考えられている。

考察-当町は80%を超えているが、18年度をピークに改善傾向にある。

### (4) 公債費比率・公債費負担比率・起債制限比率



公債費負担比率(%) =  $(\text{公債費充当一般財源}) / (\text{一般財源総額}) * 100$

・一般財源に占める公債費の比率で、この率が高いほど財政の硬直化が進んでいるといえます。

公債費比率(%) =

$(\text{元利償還金} - \text{交付税措置のある償還分}) / (\text{標準財政規模} - \text{交付税措置ある償還分}) * 100$

・過疎債など交付税措置のある元利償還分を除いて標準財政規模に対する割合を示す。

・財政構造の弾力性を判断する指標です。

起債制限比率(%) =  $(\text{元利償還金等} - \text{交付税算入額}) / (\text{基準財政規模} + \text{臨財債可能額} - \text{交付税算入額}) * 100$  の過去3年間の平均

・地方債の許可制限に係る指標で、20%を超えると一定の地方債起債が制限され、30%以上になるとさらに起債制限がなされます。(今はあまり使われない。)

### (5) 財政健全化法による指標

地方公共団体のすべての会計の収支の状況、借入金の償還負担額、将来負担しなければならぬ経費などを4つの指標(健全化判断比率等)で算定し、公表しています。

(単位: %)

指標	内 容				早期健全化基準	財政再生基準
	小海町の比率					
	H19	H20	H21	H22		
実質赤字比率	普通会計の実質赤字の程度を示す赤字でない場合は算定されない				15.0	20.0
	-	-	-	-		
連結実質赤字比率	町の全会計を合算し実質赤字の程度を示す赤字でない場合は算定されない				20.0	40.0
	-	-	-	-		
実質公債費比率	町一般会計等で負担する公債費、これに準ずる経費の大きさを示す指標で過去3カ年平均で算定				25.0	35.0
	15.8	15.5	14.3	13.1		
将来負担比率	町が将来において負担しなければならない債務・負担の大きさを示す指標				350.0	/
	151.2	111.6	103.8	52.1		

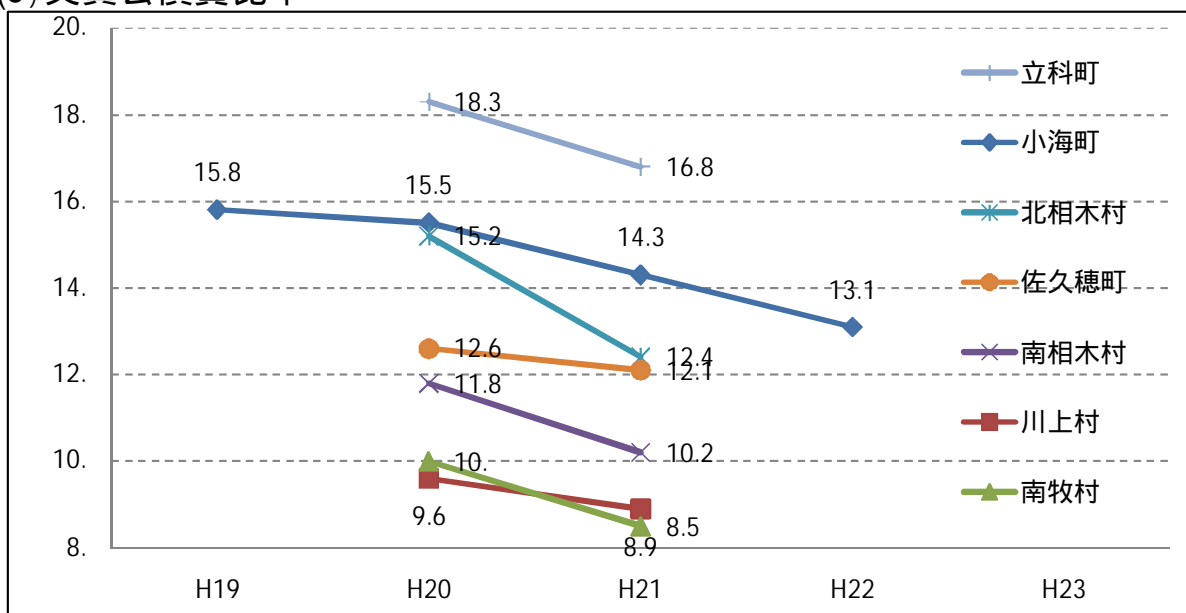
#### 早期健全化基準(財政健全化団体)

・上記の一つでも早期健全化基準以上となった場合はその年度内に下記が義務化されます。  
外部監査の実施 財政健全化計画の作成 議会の議決 住民へ公表 県へ報告

#### 財政再生基準(財政再生団体)

・上記のいずれかが財政再生基準以上となった場合はその年度内に下記が義務化されます。  
外部監査の実施 財政再生計画の作成 議会の議決 住民へ公表 総務大臣へ報告

### (6) 実質公債費比率

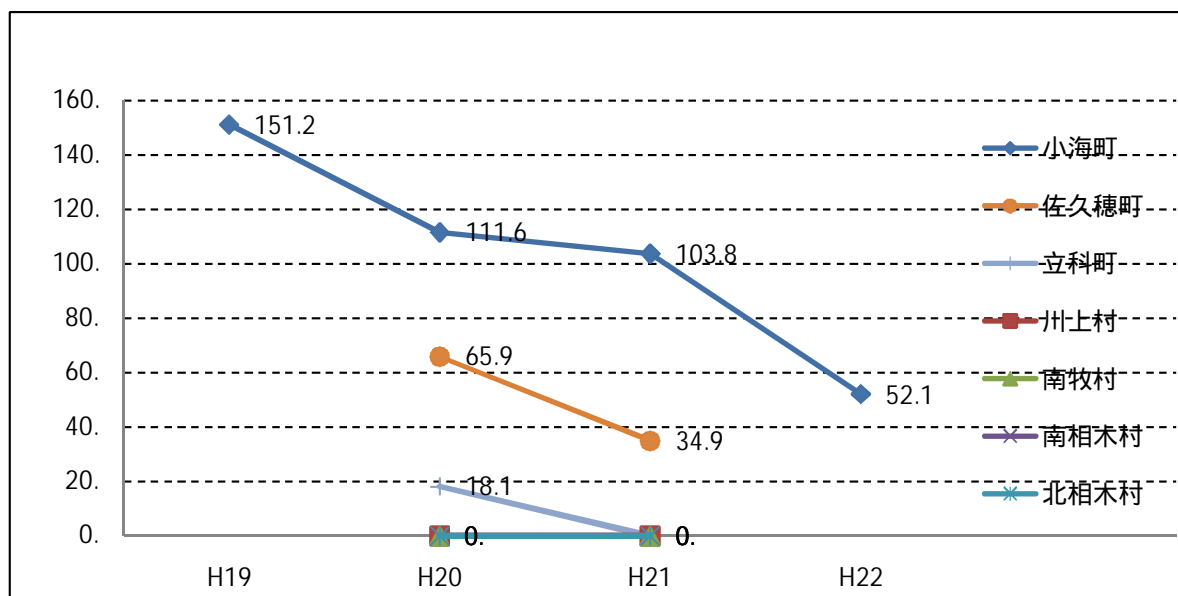


$$\text{実質公債費比率}(\%) = \frac{(\text{元利・準元利償還金} - \text{特例財源} - \text{交付税算入額})}{(\text{基準財政規模} + \text{臨財債可能額} - \text{交付税算入額})} \times 100$$

の過去3年間の平均

- ・H19年度から導入された地方債協議・許可の指標、起債制限比率を一定変更したもの。18%以上は「公債費負担適正化計画」を策定し起債許可必要、25%以上は一定の起債制限がなされ、35%以上は起債制限の度合いが高まる。
- ・夕張市の財政破綻により各地の財政状況が注目され「地方公共団体の財政健全化に関する法律」において財政指標の一つとして公表されるようになった。

## (7) 将来負担比率



将来負担比率(%) = (将来負担額 - 充当可能基金 - 特定財源 - 交付税算入見込)  
 / (標準財政規模 - 交付税算入額) \* 100

- ・将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。
- ・将来負担額には公営企業や一部事務組合に対する負担金や退職手当負担見込額など将来の負担の可能性のあるものを捉えます。